

八王子市公告第 445 号

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明なため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、書類は保管中につき、送達を受けるべき者には、いつでもこれを交付する。

令和 8 年 8 月 12 日

八王子市長 初宿 和夫

記

別紙納税義務者あて

令和7年度 市民税・都民税・森林環境税納税通知書

令和8年度 市民税・都民税・森林環境税納税通知書

(問合せ先)
財務部住民税課